

## 京都市告示第419号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和5年11月10日

京都市長 門川 大作

### 1 都市計画を定める土地の区域

#### 変更する部分

京都市西京区大枝東長町、大枝西新林町三丁目、大枝西新林町五丁目、大枝西新林町六丁目、大枝北福西町一丁目、大枝北福西町二丁目、大枝北福西町三丁目、大枝南福西町一丁目、大枝南福西町二丁目、大原野西境谷町一丁目、大原野西境谷町二丁目、大原野西境谷町三丁目、大原野東境谷町一丁目、大原野東境谷町二丁目、大原野東境谷町三丁目、大原野西竹の里町一丁目、大原野西竹の里町二丁目、大原野東竹の里町一丁目及び大原野東竹の里町四丁目の各一部

京都市伏見区竹田田中宮町及び竹田藁屋町の各一部

### 2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)